

健衛発0331第3号
平成26年3月31日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む施設について（通知）

農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設（以下「施設」という。）については、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第3項第1号の基準は適用しないこととされているが、今般、農林水産省に設置された「攻めの農林水産業推進本部」における取りまとめ（重点事項）（平成25年12月）を踏まえ、個人の農林漁業者が営む施設と同様に、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）である農林漁業者が営む施設についても、規則第5条第1項及び第2項の規定を適用することとしたので、御了知の上、その運用に遺憾なきようお願いしたい。

なお、本通知については、農林水産省農村振興局と協議済みであることを申し添える。